

# 北高森自治会規約

最近改正 平成 29 年 4 月 23 日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、北高森自治会（以下、「自治会」という。）と称する。

(会員)

第2条 自治会は、次のものをもって構成する。

- (1) 会員は、北高森の居住者（加入単位は世帯）とする。
- (2) 賛助会員は、自治会に対し支援・協力を賛同する事務所とする。

(事務所)

第3条 自治会の事務所は、自治会長宅とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この自治会は、会員相互及び自治会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災活動に努めるとともに、行政との協議・協力を進めつつ、住民のための町づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この自治会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 専門部活動に関すること。
- (3) 自治会内外の各種団体（盆踊り実行委員会、北栄会、長寿会、子供会、消防団及び緑台小学校等）との連絡調整に関すること。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関すること。
- (5) 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関すること。
- (6) 地域の将来計画の作成に関すること。
- (7) 地域の防災に関すること。
- (8) その他自治会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 役 員

(役員の構成)

第6条 自治会に次の理事、会計監事及び地区委員を置く。

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| (1) 理事          | 12～14名 |
| ア 会長            | 1名     |
| イ 副会長           | 若干名    |
| ウ 会計部担当         | 若干名    |
| エ 防犯防災部担当       | 若干名    |
| オ 広報部担当         | 若干名    |
| カ 文化部担当         | 若干名    |
| キ 児童館管理委員長、管理委員 | 若干名    |
| (2) 会計監事        | 2名     |

(3) 地区委員

地区毎に1名

(役員を選出方法)

第7条 理事は、赤坂2名、吾妻入1名、鳴瀬2名、宮下1名、了の谷戸2名及び四ツ谷4名の各地区から選出された12名と推薦委員から選出された2名以下の合計12から14名とし、その中で次のように定める。

(1) 会長及び会長候補の副会長は、推薦委員が選出し、総会に諮る。

(2) 副会長、各部担当、児童館管理委員長及び児童館管理委員は、理事の互選又は推薦により定め、総会に諮る。

2 会計監事は、理事会において自治会の中から2名を定め、総会において承認を得る。

3 地区委員は、各地区の自治会員での互選とする。

(役員任期)

第8条 会長及び会長候補の副会長の任期は、2年以上を原則とし、再任は妨げない。

2 各地区から選出された理事の任期は、1期2年とし、再任は妨げない。ただし、転居などで欠員が生じたときは、その地区で速やかに補充し、その任期は前任者の残された任期とし、改選期には半数を交代する。

3 会計監事の任期は、1期2年とする。

4 地区委員の任期は、1期1年とする。ただし、2期を原則とし、再任は妨げない。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第9条 会議は、総会、理事会及び地域懇談会等とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

(会議の開催)

第10条 会議は、次により開催する。

(1) 定時総会は、年1回4月又は5月に開催する。

(2) 臨時総会は、会員で構成する世帯の3分の1の請求があった場合又は会長が必要と認めたときに開催する。

(3) 理事会は、月2回とするほか必要に応じ会長が開催する。

(4) 地域懇談会は、会長又は地区担当理事が随時開催する。

(5) 専門部会は、必要に応じ各担当理事が開催する。

(議決事項)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 前年度の事業報告及び会計報告に関すること。

(2) 本年度の事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 規約の改正に関すること。

(4) 役員を選出に関すること。

(5) その他重要事項に関すること。

(採決の方法)

第12条 第9条に掲げる会議の議決は、出席者の過半数の賛成により決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第13条 自治会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第14条 自治会の予算は、会費、補助金、寄付金及び協賛金等の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第15条 自治会の会費及び賛助会費は、次の金額とし、一度に全額を納入する。ただし、特別な事情がある場合は年3回に分けて納入することもできる。

2 会費は次の金額とする。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 会員(持家)    | 年額 4,000 円/世帯 |
| (2) 会員(その他)   | 年額 3,000 円/世帯 |
| (3) 賛助会費 1口以上 | 年額 5,000 円/口  |

(支出)

第16条 総会で議決された予算に基づき自治会の目的に沿って支出する。

## 第6章 会計監査

(会計監査)

第17条 会計監査は、会計年度終了後、会計監事による監査を行い、総会に報告して承認を得る。

## 第7章 雑則

(その他)

第18条 防災については、別に定める「北高森自主防災会規約」による。

2 本規約に定めがない事項は、会長が理事会において細則で別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成25年4月21日から改正施行する。

附 則

この規約は、第5条第1項第7号及び第18条第1項に防災関連事項を追記し、平成26年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、第2条、第10条及び第15条の会員関連並びに第6条、第7条及び第8条の人数、任期を見直し、平成27年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、理事の任期及び自治会長の選出方法を見直し、平成27年11月29日から施行する。

附 則

この規約は、第18条を見直し、平成29年4月23日から施行する。